

平成 28 年 6 月

大東市議会

定例月議会議案

提出

平成 28 年 5 月 30 日

もくじ

報告第 4 号	平成 27 年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	1
報告第 5 号	平成 27 年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画の報告について	5
報告第 6 号	平成 27 年度大東市下水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画の報告について	9
議案第 43 号	平成 28 年度大東市一般会計補正予算（第 2 次）について	別冊
議案第 44 号	大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について	12
議案第 45 号	市道路線の認定について	13
議案第 46 号	大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	14
議案第 47 号	証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について	16
議案第 48 号	大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	18
議案第 49 号	大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	20
議案第 50 号	大東市立幼児発達支援教室条例の一部を改正する条例について	23
議案第 51 号	大東市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例について	25
議案第 52 号	大東市深野三丁目地区地区計画の区域内における建築物の用途の制限に関する条例について	27

報告第4号

平成27年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成27年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により調製したので、同項の規定により次のとおり報告する。

平成28年5月30日提出

大東市長 東坂 浩一

平成27年度大東市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
総務費	総務管理費	人事情報管理システム推進経費	432,000	100,440
総務費	総務管理費	地方創生局事務経費 (大東スタイル推進事業)	90,000,000	90,000,000
民生費	社会福祉費	障害者が安心できるまちづくり事業	4,615,000	0
民生費	老人福祉費	地域密着型サービス整備事業	247,660,000	247,660,000
民生費	児童福祉費	認定こども園整備費補助事業	5,051,000	5,051,000
民生費	児童福祉費	一般事務費(保育)	2,255,000	1,890,000
民生費	児童福祉費	施設型給付・地域型保育給付費	12,400,000	11,300,000
土木費	河川費	せせらぎ水路管理諸経費	5,479,000	5,479,000
教育費	小学校費	小学校非構造部材耐震化事業	53,650,000	53,650,000
教育費	中学校費	中学校非構造部材耐震化事業	57,424,000	57,424,000
教育費	幼稚園費	園運営事務費	1,322,000	1,296,000
合 計			480,288,000	473,850,440

繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

左の財源内訳					
既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源				一般財源
	国庫支出金	府支出金	地方債	その他 特定財源	
					100,440
	40,000,000				50,000,000
					0
	247,660,000				0
3,469,000					1,582,000
	945,000				945,000
	8,475,000				2,825,000
	1,000,000				4,479,000
	18,060,000		35,400,000		190,000
	19,332,000		38,000,000		92,000
	648,000				648,000
3,469,000	336,120,000	0	73,400,000	0	60,861,440

平成28年5月30日提出

大東市長 東坂 浩一

報告第5号

平成27年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画の報告について

平成27年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、上下水道事業管理者から報告があったため、同項の規定により次のとおり報告する。

平成28年5月30日提出

大東市長 東坂 浩一

平成27年度大東市水道事業

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款 項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年 度 繰越額
1 資本的 支出	1 建設 改良費 事業	円 22,373,280	円 0	円 16,123,320

(注) 翌年度繰越額には、消費税および地方消費税を含む。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款 項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年 度 繰越額
1 水道事 業費用	1 営業費 用	円 5,149,440	円 0	円 4,816,800

(注) 翌年度繰越額には、消費税および地方消費税を含む。

会計予算繰越計算書

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
損 益 勘 定 留 保 資 金			
円 16,123,320	円 6,249,960	円 0	府の工事の進捗に併せて行 う工事において、府の着手が 遅れたことにより、局の工事 の着手が遅れたため。

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
損 益 勘 定 留 保 資 金			
円 4,816,800	円 332,640	円 0	府の工事の進捗に併せて行 う工事において、府の入札が 不調となり着手できなかった ため。

報告第6号

平成27年度大東市下水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画の
報告について

平成27年度大東市下水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画について、地
方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、上下水道事業
管理者から報告があったため、同項の規定により次のとおり報告する。

平成28年5月30日提出

大東市長 東坂 浩一

平成27年度大東市下水道事業

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款 項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年 度 繰越額
1 資本的 支出	1 建設 改良費 管渠築造 事業	円 39,066,840	円 0	円 27,945,000

(注) 翌年度繰越額には、消費税および地方消費税を含む。

会計予算繰越計算書

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
損 益 勘 定 留 保 資 金			
円 27,945,000	円 11,121,840	円 0	府の工事の進捗に併せて行 う工事において、府の着手が 遅れたことにより、局の工事 の着手が遅れたため。

議案第44号

大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について

大東市固定資産評価審査委員会委員 川村 常雄氏の任期が、平成28年8月21日満了するにつき、同氏を再度選任いたしたく、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年5月30日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所

[REDACTED]

氏 名

川村 常雄

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

平成 9年 5月 ~ 平成22年6月30日 保護司

平成16年 8月 ~ 現在 大東市固定資産評価審査委員会委員

平成24年12月 ~ 現在 大東市公平委員会委員

議案第45号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

平成28年5月30日提出

大東市長 東坂 浩一

認定する路線

- 1 三箇六丁目5号線 (起点) 大東市三箇六丁目353番先
(終点) 大東市三箇六丁目350番先
- 2 寺川五丁目10号線 (起点) 大東市寺川五丁目380番2先
(終点) 大東市寺川五丁目382番10先
- 3 三住町3号線 (起点) 大東市三住町612番5先
(終点) 大東市三住町613番3先

理 由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により築造された開発道路および本市へ無償寄付された道路を市道として認定するため。

議案第46号

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年5月30日提出

大東市長 東坂 浩一

理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成28年政令第46号）が平成28年4月1日に施行されたことにかんがみ、所要の改正を行うため。

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項の表傷病補償年金の項中「0.86」を「0.88」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大東市消防団員等公務災害補償条例付則第5条第2項の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金および同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金については、なお従前の例による。

議案第47号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年5月30日提出

大東市長 東坂 浩一

理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）が平成28年4月1日から施行され、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日

条 例 第 号

証人等の実費弁償に関する条例（昭和39年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

議案第48号

大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
について

大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年5月30日提出

大東市長 東坂 浩一

理由

専門委員等として任用された非常勤職員（正規の勤務時間が定められた非常勤職員に限る。）の時間外勤務等に係る割増報酬を規定することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和25年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「前条第1項第5号」を「前条第1項第3号、第5号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

議案第49号

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成28年5月30日提出

大東市長 東坂 浩一

理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第22号）が平成28年4月1日から施行されたこと等にかんがみ、所要の改正を行うため。

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第29条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項および第44条第8号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号および第9号」を「同条第3項第3号、第4号および第10号」に改める。

付則に次の4項を加える。

（小規模保育事業所A型および保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）または家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号または第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項または第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができます。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識および経験を有すると市長が認める者を置かなければならぬ。

8 前項の事情に鑑み、当分の間、第30条第2項または第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

9 付則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育

事業所A型または保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項または第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識および経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項もしくは第45条第3項または前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項または第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 50 号

大東市立幼児発達支援教室条例の一部を改正する条例について

大東市立幼児発達支援教室条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 5 月 30 日提出

大東市長 東坂 浩一

理由

大東市立幼児発達支援教室の利用時間を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立幼児発達支援教室条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市立幼児発達支援教室条例（平成15年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午前9時30分から午後2時30分まで」を「午前9時から午後5時30分まで」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 51 号

大東市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例について

大東市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 5 月 30 日提出

大東市長 東坂 浩一

理由

大東市立老人福祉施設の付属設備に係る使用料を規定することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日

条 例 第 号

大東市立老人福祉施設条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（使用料）

第8条 老人福祉施設の施設の使用料は無料とし、老人福祉施設の付属設備の使用料は規則で定める額とする。

2 使用者は、老人福祉施設の付属設備を使用するときは、当該付属設備を使用するときまでに前項の規定による付属設備の使用料を納付しなければならない。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次の1条を加える。

（使用料の返還）

第9条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、市長が特別な事由に該当すると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

付 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

議案第52号

大東市深野三丁目地区地区計画の区域内における建築物の用途の制限に関する条例について

大東市深野三丁目地区地区計画の区域内における建築物の用途の制限に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年5月30日提出

大東市長 東坂 浩一

理由

東部大阪都市計画大東市深野三丁目地区地区計画の区域内における建築物の用途を制限することに伴い、必要な事項を定めるため。

大東市深野三丁目地区地区計画の区域内における建築物の用途の制限に関する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、平成28年大東市告示第274号に定める東部大阪都市計画大東市深野三丁目地区地区計画（以下「深野地区計画」という。）の区域内における建築物の用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能および健全な都市環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

（適用区域）

第3条 この条例は、深野地区計画の区域内に適用する。

（建築物の用途の制限）

第4条 深野地区計画の区域内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。

- (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (2) カラオケボックスその他これに類するもの
- (3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場およびバッティング練習場
- (4) 自動車教習所
- (5) 畜舎

（公益上必要な建築物等の特例）

第5条 市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めて許可したものまたは地域の活性化に必要で土地の利用状況に照らして周辺の環境を害するおそれがない建築物と認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、前条の規定は、適用しない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者または占有者
- 2 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対して前項に規定する罰金刑を科する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

印刷物番号
28-16